

旧大寺小学校利活用事業提案公募型プロポーザル応募要項

目次

1. 事業提案募集の趣旨	1
2. 募集と選考について	1
3. 施設の概要	1～6
4. 利活用事業提案の諸条件	7～9
(1) 参加資格	
(2) 失格要件	
(3) 提案事業に求める事項	
(4) 契約の方法	
(5) 貸付条件	
ア. 対象施設	
イ. 契約期間	
ウ. 賃貸借料	
エ. 引渡しの状況	
オ. 契約不適合責任	
カ. 貸付契約において事業者が負担する費用	
5. 利活用の制約等について	9～10
(1) 都市計画区域	
(2) 構造上の制約	
(3) 供給処理（上水、下水、電気及び電話、ガス及び灯油）	
(4) 避難所としての使用等について	
(5) 敷地内の遊具について	
(6) プールについて	
(7) 問合せ先について	
6. 応募方法	10～11
(1) 応募要項の配布について	
(2) 応募について	
ア. 説明会・現地見学会の開催	
イ. 応募手続きについて	
(3) 応募スケジュール	
7. 応募書類の提出	12～13
(1) 提出書類と期限等	
(2) 書類の体裁	
(3) 提出方法	
(4) 書類に使用する言語等について	
(5) 書類の返却について	
8. 質問及び回答	13
(1) 書面による質疑応答	
(2) 質問に対する回答の方法	
9. 審査と評価方法	14
(1) 審査	
(2) 審査結果の公表	
(3) 評価項目と配点	
10. 辞退について	15
11. 基本協定の締結について	15
12. 地域説明会	15

13. その他	15
14. 問い合わせ先（質問書、応募表明書、提案書等提出先）	15
（様式集）	様式1～様式11

1. 事業提案募集の趣旨

山辺町では、「義務教育の基本的方向性」及び「山辺町立小中学校の望ましい在り方」等の指針を示した山辺町小中学校将来構想（基本計画）に基づき、子どもたちの効果的な教育環境づくりのために、学校規模等を適正化するため学校適正配置を進めており、平成31年4月に大寺小学校と山辺小学校が再編・統合した結果、大寺小学校を廃校しました。

本事業は、旧大寺小学校（校舎・屋内運動場・グラウンド等）について、町有財産の有効活用とともに、新たな施設利用を契機とした地域の活性化等を効果的に図るため、令和4年4月（予定）から旧大寺小学校を一体的に活用する事業者を広く募集するものです。

2. 募集と選考について

本件は、町有財産である敷地を含む旧校舎等を活用して民営の施設を設置する民間事業者を幅広く募集し、利活用の提案内容により選考を行うものです。

- ・提案者は、施設の改修計画や事業計画、事業の運営方法などを提案してください。
- ・選考は公募型プロポーザル方式とし、書類、プレゼンテーション及びヒアリングでの審査の結果、最も優れた提案者を優先交渉権者とします。
- ・優先交渉権者は、町との間で不動産貸借契約の締結、関係法令等の許可、その他の必要な手続きを行った後に事業に着手するものとします。

3. 施設の概要

(1) 名称：旧大寺小学校

(2) 所在地：山形県東村山郡山辺町大字大寺1150番地

(3) 区域区分：市街化調整区域

(4) 敷地面積：18,975㎡（建物敷地：7,750㎡、運動場：8,925㎡、その他：2,300㎡）

(5) 施設規模：下表のとおり

（施設規模）

	構造・階層	延床面積	建築年月	耐震	備考
校舎	RC造・3階	2,804㎡	H6年12月	新耐震	
屋内運動場	S造・1階	825㎡	H6年12月	新耐震	
プール	25m×12m、12m×5m 木造・1階 (管理棟)	— (管理棟85㎡)	H7年7月	新耐震	
倉庫	木造・1階	26㎡	H7年10月	新耐震	

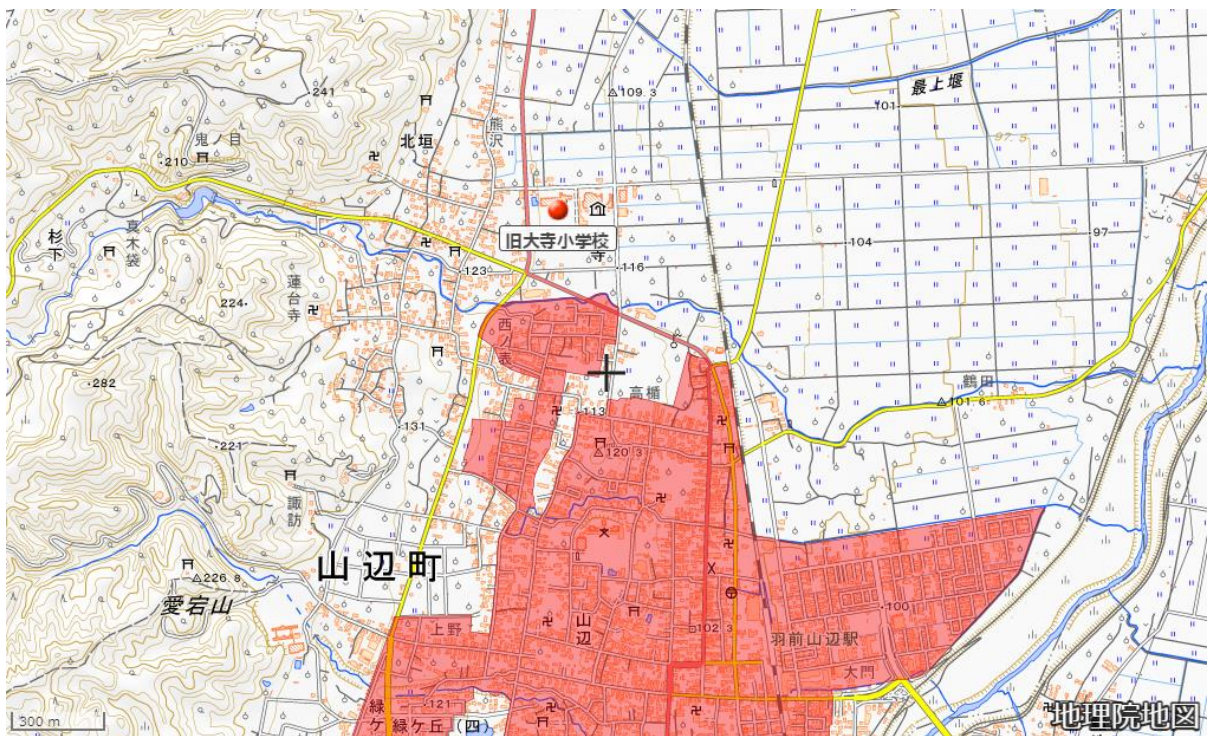
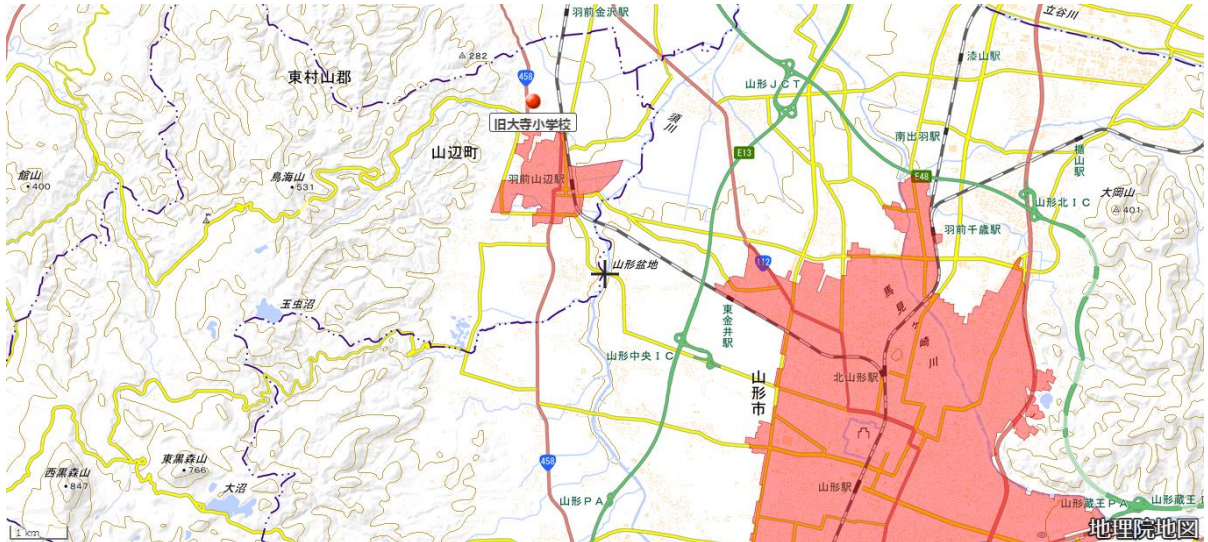
延床面積は平成30年度学校施設台帳による

(6)位置

旧大寺小学校は、本町の北部、大寺地区に位置しています。JR左沢線羽前山辺駅からは約2kmの位置にあり、JR山形駅からは約10kmに位置し、自動車で約10分程度の距離です。東側には須川が南北に、南側には小鶴沢川が西東に流れており、国道458号線が施設の西側を走っています。

(下図参照)

(位置図)



(7) 主な設備

設備の動作確認はしていません。詳細については、応募期間中に貸与する建築図面や現地見学等によりご確認ください。

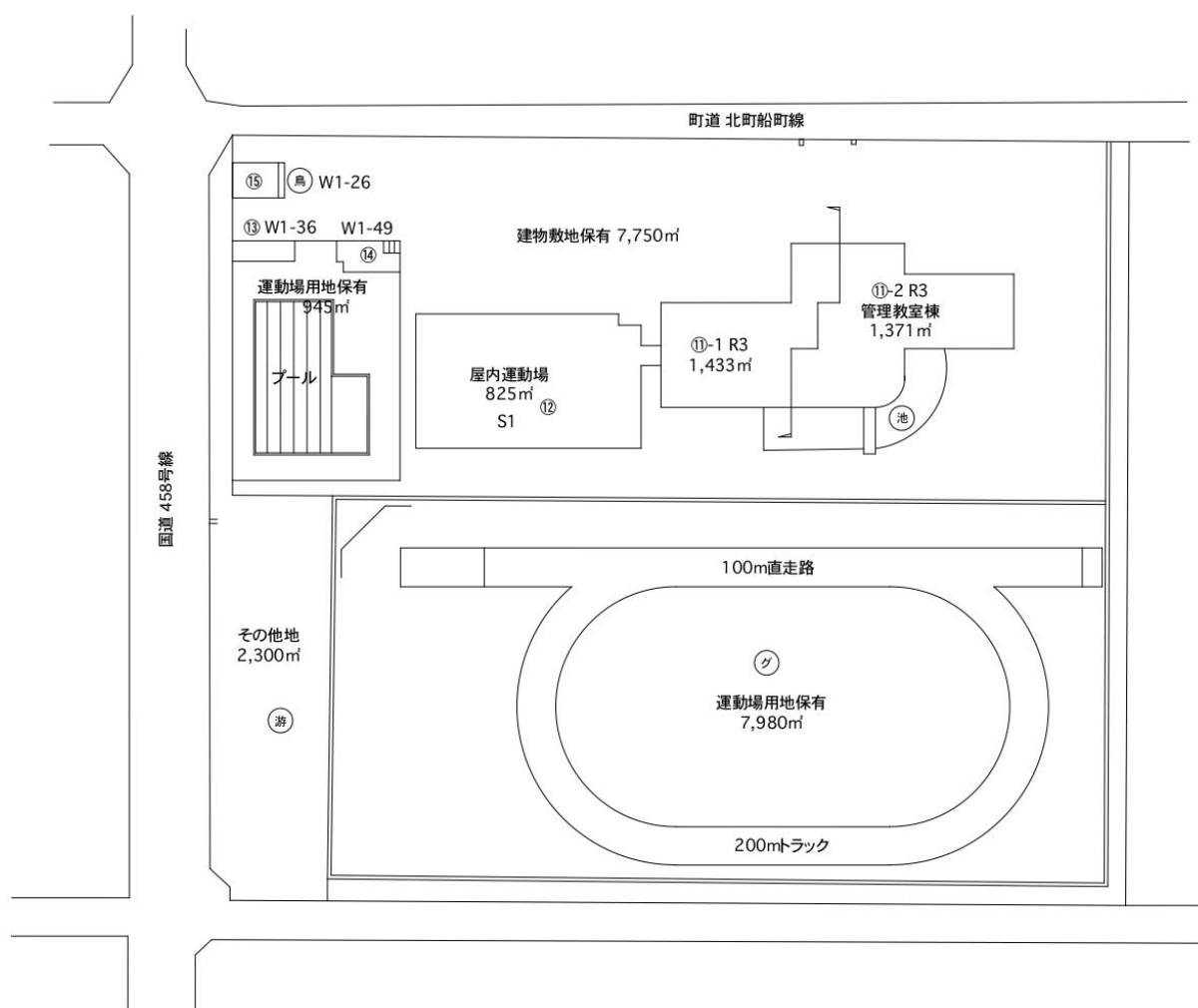
主な設備	設置状況、規格等	備 考
①電気	高圧電力、キュービクル1基 設備容量70kva、受電電圧6,600v	
②上水道	受水槽 6 m ³	ボールタップ位置を低くし、 受水槽の容量を減少させてい ます。
③汚水処理	公共下水道	左記以外の排水を予定する場 合は、事業者の責任におい て、用途に応じた適切な設備 を整備してください。
④雨水処理	雨水調整施設なし	
⑤灯油	オイルタンク950L	火気を使用する場合は事業者 の責任において、関係法令に 基づいた設備を検討し設置し てください。
⑥ガス	プロパンガス（ガス本体は撤去 済） 【調理室、理科室ガス器具使用】	
⑦給湯器	校長室、職員室、保健室、 業務員室【ガス】 その他【電気】	
⑧空調設備	エアコン （ランチルーム【ガス】、その他 【電気】） 床暖房（ランチルーム、二階図書 スペース【灯油】） FF式暖房（各教室等【灯油】）	
⑨消防設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火 災報知設備、漏電火災警報器、誘 導灯、誘導標識、防排煙制御設備	各事業者の責任において、関 係法令に基づいた設備を検討 し、再利用や新規に設置して ください。
⑩通信設備	電話回線、インターネット回線、 無線LAN、ケーブルTVについて全 て無し	機械警備、防災IP告知用は別 途インターネット回線を使用 しています。
⑪機械警備	職員室、校長室、保健室、業務員 室、パソコンルーム等に有	現在も警備を継続していま す。

(8) 特記事項

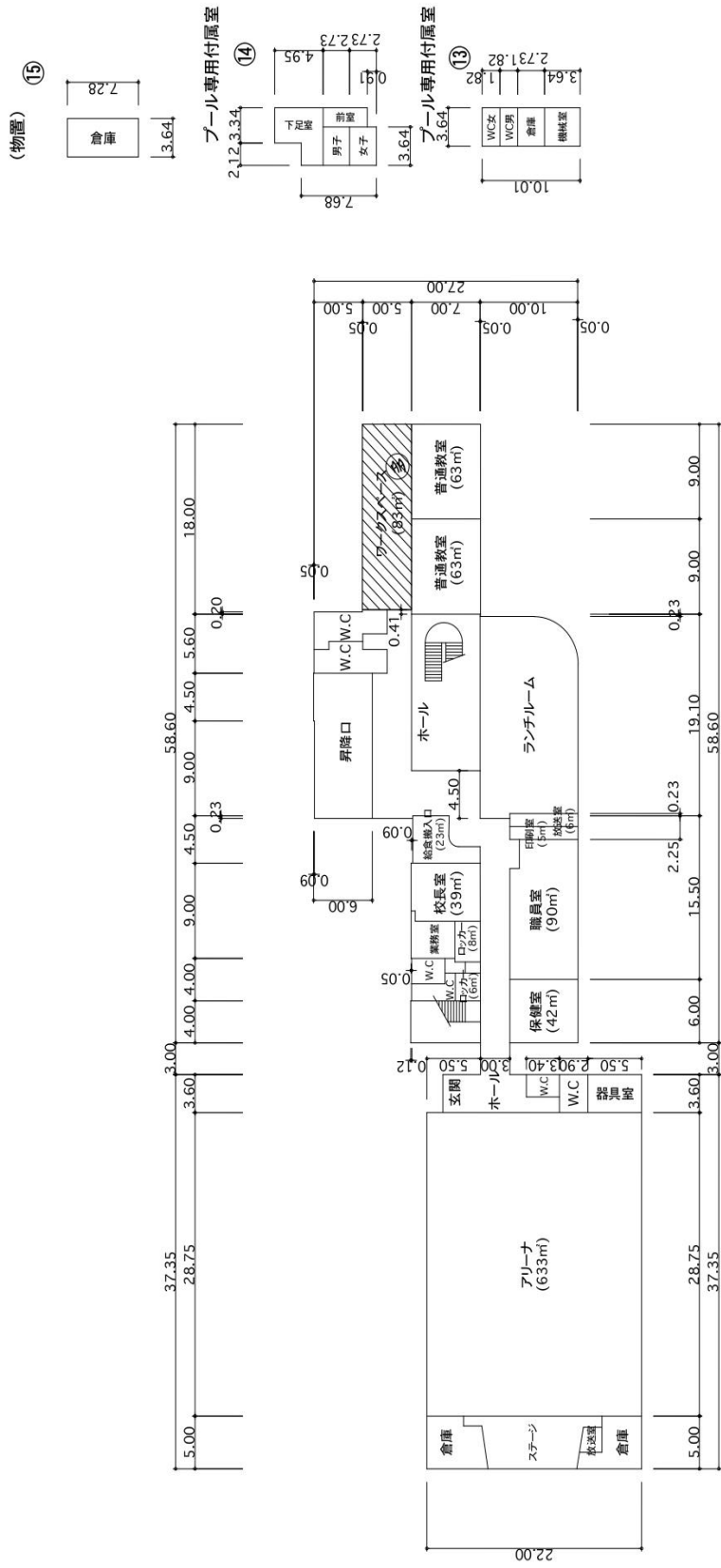
- ア. 施設は閉校時の状態のままとなっています。
- イ. 令和元年6月から令和2年3月まで地元幼稚園の仮園舎として使用してい
ます。
- ウ. 屋内運動場及びグラウンドは、平日夜間及び休日等において各種スポーツ団
体に対し使用を許可しています。（但しグラウンドの使用頻度は低い状況で
す。）

- エ. 屋内運動場、グラウンドは、指定避難所に位置付けられています。
また、山形市との協議により山形市の一部の地区における避難場所としています。→令和2年7月豪雨時に避難所開設
- オ. 屋内運動場内のステージ北側倉庫は、防災備蓄品の保管場所としています。
- カ. 調査により、吹付け材に飛散のおそれがあるアスベストは含有していない結果となっています。
- キ. 建物は未登記です。
- ク. 自家用電気工作物保安管理業務における外部委託により、キュービクル内の高圧負荷開閉器、動力変圧器等が日本電機工業会の更新推奨時期を経過している旨の報告を受けています。
- ケ. 屋内運動場及びランチルームの照明の水銀灯については、2020年に製造中止になっています。
- コ. 大寺地区災害連絡協議会に対し、防災資機材の保管を目的として倉庫の一部と、校舎北側敷地（防災倉庫設置）を貸付しています。

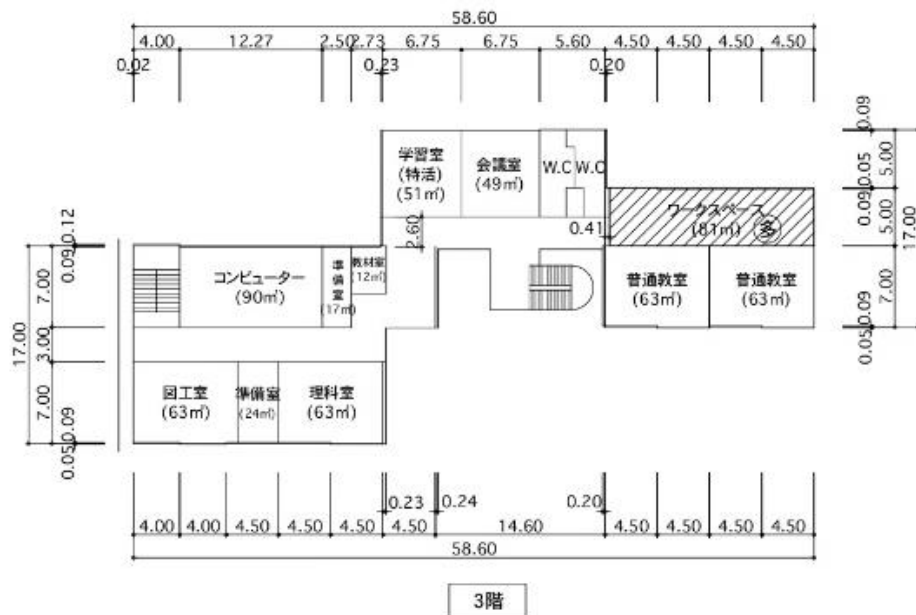
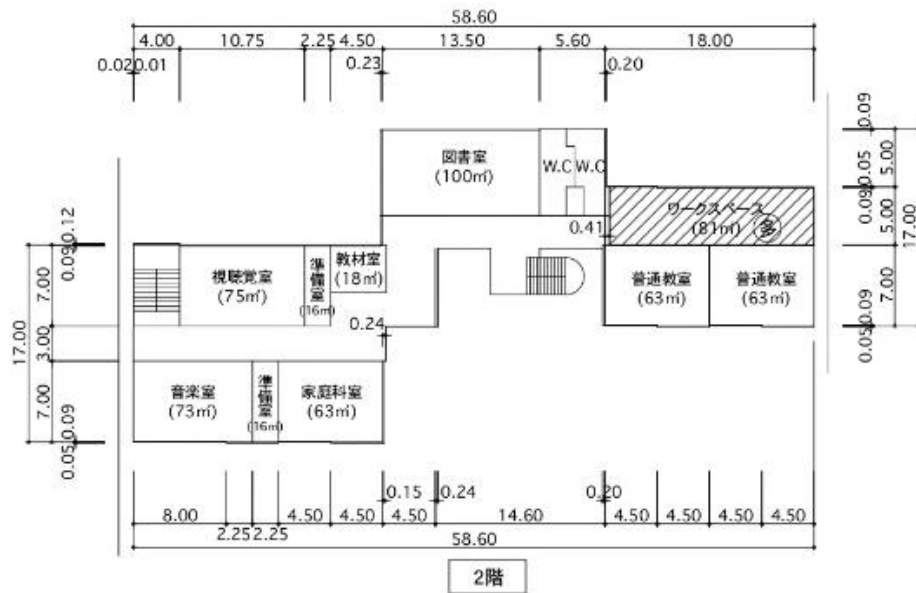
(施設配置図)



(校舎平面図)



1階



4. 利活用事業提案の諸条件

(1) 参加資格

①法人格を有する事業者であること。

単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループで応募することができます。なお、グループで応募する場合は、グループを代表する事業者（以下、「代表事業者」という。）を定めていただきます。

②応募することができない事業者

以下の事項に該当する事業者は、応募することができません。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者
- イ. 山辺町競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けている事業者
- ウ. 当該事業者の役員のうち、破産者で復権を得ない者がある事業者
- エ. 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第24条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている事業者
- オ. 当該事業者又はその代表者が国税又は地方税を滞納している事業者
- カ. 当該事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又は当該事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- キ. その他、町長が契約の相手方として選定することが適当でないと認める事業者

(2) 失格要件

- ①本応募要項の要件を満たさない場合。
- ②提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ③企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- ④公平な審査を妨害する行為があったとき。
- ⑤その他、山辺町が不適格と認めるとき。

(3) 提案事業に求める事項

- ①応募者が、施設の改修計画を立て、整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。
- ②現存する校舎や屋内運動場等を活用した提案であること。
- ③事業の継続性が高いこと。
- ④産業振興や福祉の向上、雇用促進、その他住民サービスの向上等、地域活性化に資する事業であること。
- ⑤事業者の考え方による地域貢献の提案をすること。
- ⑥事業所の開設及び施設の改修・運営にあたっては、都市計画法や建築基準法、消防法等の関係法令、条例等を遵守すること。
- ⑦騒音や振動、公害などにより、周囲に悪影響を及ぼさない事業であること。
- ⑧敷地内にある記念碑や記念樹については残すような活用方法とし、移設する場合は、移設費用及び現状復旧費用を事業者が負担すること。
- ⑨事業者は、地域社会との協調に努め、次に掲げる全ての事項を遵守すること。
 - ア. 災害時には屋内運動場、グラウンドを指定避難所として一般開放すること。なお、屋内運動場内のステージ北側倉庫は、引き続き防災備蓄品の保管場所とする。

- イ. 大規模災害発生時において、校舎の一部を避難所として使用することに関して、可能な範囲内で協力を求める場合があること。
- ウ. 敷地内の雑草管理や樹木の剪定管理を適切に行い、美観を保つこと。
- エ. 屋内運動場・グラウンドを地域団体等に貸し出すこと。
- オ. 大寺地区災害連絡協議会に対する、防災資機材の保管を目的とした倉庫の一部と、校舎北側敷地（防災倉庫設置）の貸付を継続すること。

（４）契約の方法

原則として、土地は賃貸借契約（有償）とし、建物は使用貸借契約（無償）とします。建物を無償で貸し付けることについては、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に該当する場合を除き、地方自治法第96条の規定により町議会の議決事件となりますので、事業者選定以降に開かれる町議会の議決を経る場合があります。

（５）貸付条件

基本的な町の考え方は以下のとおりですが、事業者の提案内容や協議によって変更となる場合があります。貸付条件は、町と事業者（優先交渉権者）が協議のうえ、別途、契約書により定めるものとします。

ア. 対象施設

校舎、屋内運動場等の建物及び土地については、一括貸付けとします。

イ. 契約期間

契約期間は、契約締結日から5年以上実施することを原則とします。また、町及び事業者のいずれからも特段の申出が無い場合は、契約を更新することができるものとし、以後同様とします。

ただし、建物を地方自治法第96条の規定により町議会の議決を経た上で貸し付けた場合にあつては、契約の更新に関する議決が必要となる場合があります。

なお、提案内容によっては、長期契約を認める場合があります。

ウ. 賃貸借料

建物については、事業者の負担により施設の修繕・更新・改修・運営することを前提として、無償による貸付けを想定しています。

土地については有償とし、賃貸借料は町が定める基準額を最低価格として、提案された価格を基に、契約締結時において協議を行うこととします。町が定める賃貸借料基準額は、年額0円/㎡です。

なお、提案内容が「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に該当するときは、又は、提案価格が0円の場合は、無償で貸し付ける場合があります。使用貸借契約（無償）となります。

エ. 引渡し状況

現状有姿での引渡しとなります。

オ. 契約不適合責任

契約締結後に、本物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とした場合でも、町は貸主としての契約不適合責任を負いません。

カ. 貸付契約において事業者が負担する費用

- ①契約に要する費用
- ②土地及び建物等の修繕、更新、改修等に係る費用
- ③各種関係法の申請等に係る費用
- ④事業遂行のために必要な各種調査費用

- ⑤光熱水費及び施設の維持管理費等に要する費用（初年度分は引渡日以降）
 - ⑥建物等に対する損害保険料
 - ⑦施設管理に係る賠償責任保険料
 - ⑧事業期間中における破損等に係る修繕費用
 - ⑨敷地内の樹木等の維持管理に要する費用
 - ⑩原状回復に係る費用
 - ⑪その他適正な利活用に必要となる費用
- ※事業者の申し出により契約を解除する場合は、事業者が建物等に投じた費用の一切を町に請求することはできないものとします。

5. 利活用の制約等について

利活用の制約等は以下に示すとおりですが、関係法令等による制約は本要項に記載する限りではありません。事業者は適宜、関係法令等を所管する窓口にご相談・確認していただき、自らの責任において、適法となる事業提案を検討してください。

(1) 都市計画区域

本施設は市街化調整区域に位置しています。当該区域での開発行為及び建築行為（新築・増築・用途変更等）は、都市計画法等の関係法令による規制があり、山形県知事の許可が必要となります。

山形県がホームページ上にて公開している「開発許可の手引き」

(<https://www.pref.yamagata.jp/180019/kurashi/kendo/toshikeikaku/kaihatsukyoka-tebiki/kaihatsukyoka-tebiki-naiyo.html>)に基づき、山形県村山総合支庁建設部建築課にて計画図を持参のうえ、事前相談を行ってください。

(山形県HP「建築基準法等に関する事前相談について」

(https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/kenchiku/ki_junkankei/ji_zensoudan.html)に準じた事前予約が必要です。)

なお、市街化調整区域では、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合に限り建築や用途が許可されますので十分に協議を行ってください。

また、建築基準法第87条より200㎡を超えて類似の用途以外の用途へ変更し、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる特殊建築物とする場合には、用途変更の建築確認申請が必要です。この場合、その用途により、防火・避難規定等に関する法の基準適合のための改修が必要となる場合がありますので、山形県村山総合支庁建設部建築課と十分に打合せを行ってください。

円滑な事務手続きを図るため、山形県村山総合支庁建設部建築課に対する事前相談を行う前に、必ず山辺町総務課財産管理係及び建設課都市整備係に対して、計画内容の説明を行って下さい。

(2) 構造上の制約

壁や床スラブに開口を設けて現在の耐震性能を低くするなど、建物の既存価値を損なうような改修工事を行うことができません。ただし、構造上の問題を生じさせない場合においてはその限りではありませんが、耐震診断の実施及び第三者機関による評定報告等を受けていただく場合があります。

(3) 供給処理（上水、下水、電気及び電話、ガス及び灯油）

①上水

本施設における水質検査などの必要経費は事業者の負担とします。なお、廃校

後における使用量減少による水質維持のため、受水槽内部のボールタップ位置を低くし、容量を減少させています。また、使用水量が現有設備で不足する場合には、事業者において新たに受水槽等を整備し、維持管理を行うこととなります。

②下水

本施設は、公共下水道に接続しています。なお、生活雑排水以外の排水を予定する事業にあたっては、事業者の責任により、専用の排水処理設備を設置するなど、用途に応じた適切な設備の整備を行ってください。

③電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、電気事業者等と協議の上、事業者の責任により行ってください。

④ガス及び灯油

火気の使用に関しては、消防法の届けについて山形市消防本部予防課に相談してください。本施設は、都市ガスの供給エリア外に立地しています。プロパンガス及び灯油の使用については、各事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。

(4) 避難所としての使用等について

屋内運動場、グラウンドは指定避難所に位置づけられていますので、災害時には、避難する場所として一般開放し、避難者の対応（屋内運動場等の鍵開け・避難者の要望等への対応）を行ってください。なお施設の被災状況（施設の損壊や樹木の倒木等）について山辺町総務課財産管理係（667-1111）に報告してください。

また、大規模災害発生時において、校舎の一部を避難所として使用することに関して、可能な範囲内で協力を求める場合があります。

(5) 敷地内の遊具について

遊具を使用する場合は、事業者の責任により安全点検等を実施し維持管理を行っていただきます。遊具を利用しない場合は、事業者より撤去していただきます。

(6) プールについて

最上川中部水道企業団に対して廃止届を提出しており上水道に接続していません。再利用計画の有無に関わらず町と別途協議します。

(7) 問合せ先について

問合せの際は、所属及び氏名を明らかにし、旧大寺小学校利活用提案に係る問い合わせであることを伝えてください。

相談内容	担当課等	電話番号
利活用事業全般に関すること	山辺町 総務課 財産管理係	023-667-1111
都市計画法（開発許可等）に関すること	山辺町 建設課 都市整備係	023-667-1113
建築基準法に関すること		
消防法に関すること	山形市消防本部 予防課	023-634-1195

6. 応募方法

(1) 応募要項の配布について

本要項は、担当窓口（町役場庁舎2階総務課）で直接配布するほか、本町ホーム

ページでも閲覧・ダウンロードすることができます。

(2) 応募手続きについて

応募を希望される事業者は、本要項をよくお読みいただき、次の説明会等に参加してください。なお、日程の都合が合わない場合は、ご相談ください。

ア. 説明会・現地見学会の開催

事業者向け説明会と現地見学会を令和3年9月27日(月)に実施します。参加を希望される事業者は、様式集の「説明会・現地見学会参加申込書【様式1】」に必要事項をご記入のうえ、令和3年9月21日(火)午前までに山辺町総務課財産管理係へEメールにてお申し込みください。なお、現地見学会は任意参加とし、現地集合・現地解散とします。

イ. 応募について

応募される事業者は、様式集の「応募表明書【様式2】」に必要事項をご記入のうえ、令和3年11月12日(金)までに山辺町総務課財産管理係へ提出してください。

本書類の提出をもって、正式な応募となります。

(3) 応募スケジュール

内 容	日 程
応募要項の配布開始	令和3年9月6日(月)
事業者向け説明会及び現地見学会	令和3年9月27日(月)
質問書の受付	令和3年9月28日(火) ～10月29日(金)
応募表明書提出期限	令和3年11月12日(金)
提案書の受付	令和3年11月15日(月) ～11月26日(金)
事業提案のプレゼンテーション 及びヒアリング	令和3年12月上旬(予定)
審査の結果通知発送(優先交渉権者の確定)	令和3年12月中旬(予定)

7. 応募書類の提出

(1) 提出書類と期限等

提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。ただし、提案内容によっては、下記以外の書類等の提出を求める場合があります。

提出書類	提出部数	提出期限
I. 説明会・現地見学への参加申込み		
【様式1】説明会・現地見学会参加申込書	1部	令和3年9月21日(火)
II. 応募表明		
【様式2】応募表明書 (単独応募用/グループ応募用)	1部	令和3年11月12日(金)
III. 提案書		
【様式3】事業者概要書 ※添付書類 ・定款、規約、会則等その他これらに類する書類の写し ・団体等紹介パンフレット等 ・県税、町税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がないことを証する書面で、発行後3か月以内の原本) ・法人登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の原本) ・決算書(直近の2期分) 【様式4、5】企画提案書 【様式6】借受希望価格書 【様式7】資金計画書	各6部 (原本1部、写し5部) ※グループ応募の場合は、【様式3】について各事業者分の書類	受付期間 令和3年11月15日(月) ~11月26日(金)受付時間は 午前9時00分から正午まで 午後1時00分から午後5時00分まで

(2) 書類の体裁

ア. 書類に使用する文字の大きさは、原則 11ポイント以上とします。図表、写真等の説明文等はこの限りではありません。

イ. 提案書は6部（原本1部、写し5部）用意してください。原本は左上部をクリップ留め、写しは全て1部ずつ左2箇所をホッチキス留めして下さい。

ウ. 表紙やカバーの類はつけないで下さい。

(3) 提出方法

担当窓口（山辺町役場庁舎2階総務課）まで持参又は郵送とします。郵送する場合は、配達証明付書留郵便により受付期限までに必着とします。

(4) 書類に使用する言語等について

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてください。

(5) 書類の返却について

提出された事業提案書等は、返却しないものとします。

8. 質問及び回答

(1) 書面による質疑応答

令和3年9月28日（金）～10月29日（金）までを書面による質問受付期間とします。この期間では、様式集の質問書【様式8】による質問のみ受け付けます。質問書は、郵送又はEメールにて山辺町総務課財産管理係へ送付してください。なお、電話や窓口での質疑には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は本町ホームページで公表し、回答の公表を以て本要項を修正又は追加したものと取り扱うこととします。回答は、整理できたものから随時公表します。なお、単なる意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

また、原則として、質問は原文のまま公表しますので、企画内容など公表に支障のある内容については、質問書に記載しないようご注意ください。なお、質問者の所属氏名等については公表しません。

9. 審査と評価方法

(1) 審査

提案書及びプレゼンテーション及びヒアリングにより提案事業の内容について、前述の「4. 利活用事業提案の諸条件」(1)～(3)に記載された条件に適合しているか審査を行います。

提案事業の評価は、選定審査委員会が行います。提案内容について、各審査委員が点数評価したものを合計し、最も合計点が高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点交渉権者とします。また、評価の結果、最高点の者が複数あった場合には、選定審査委員会の協議により、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査結果の公表

審査結果については、参加者に対して、郵送にて書面で通知するほか、町のホームページでも公表します。

なお、評価の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。

(3) 評価項目と配点

審査における評価項目と配点は下表のとおりとします。

評価項目	評価の着眼点	評価点数
1. 業務実績	・ 同種・関連業務、本町受託業務の実績等	5
2. 実施体制	・ 業務実施体制、担当者の能力及び経験等	5
3. 企画提案	①業務実施方針 ・ 業務に対する姿勢・理解度等 ・ 業務の実施体制等 ・ 業務の組立・スケジュール等 ・ 業務内容の実現性等	10
	②本業務に対するコンセプトについて ・ 事業コンセプトの卓越性 ・ 提案内容の社会貢献度 ・ 地域社会との調和	25
	③事業計画と施設整備計画 ・ 事業計画の実現性、具体性 ・ 事業の安定性、継続性 ・ 施設整備の確実性	25
	④整備後の管理運営方法 ・ 管理運営方法の妥当性 ・ 管理運営体制	10
	⑤上記以外の提案	10
4. 借受希望価格	借受希望価格の妥当性	10

10. 辞退について

「応募表明書【様式2】」を提出した後に、本応募を辞退する場合は、「応募辞退届【様式9】」に辞退の理由を明記のうえ、令和3年11月22日（月）（必着）までに山辺町総務課財産管理係に提出してください。なお、提出方法は、持参又は郵送とします。

11. 基本協定の締結について

町と優先交渉権者は、相互に協力しながら本事業を円滑に進めるため、本施設の貸付契約の締結までの間における必要な事項や確認事項等について定めた基本協定を締結します。

なお、基本協定書（案）については、【様式11】をご覧ください。

12. 地域説明会

優先交渉権者は、基本協定締結後地域説明会に同席し、提案事業の内容等について地域住民等へ説明するものとします。なお、開催日時及び場所等については、町と協議を行ったうえで決定します。

13. その他

- (1) 本事業提案への参加に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案事業等の内容については、公表する場合があります。
- (3) 町の総合計画や統計資料など町政に関する各種資料については、町のホームページ等をご活用いただくか、山辺町総務課財産管理係までお問合せ下さい。
- (4) 優先交渉権者等に選定されたことによって、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- (5) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、町の指示に従ってください。

14. 問い合わせ先（質問書、応募表明書、提案書等提出先）

〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町 総務課 財産管理係

電話：023-667-1111

FAX：023-667-1112

電子メール：soumu@town.yamanobe.yamagata.jp